

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2021年 7 月30日
【会社名】	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
【英訳名】	H y A S & C o . I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新野 将司
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番 9 号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 西田 祐
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番 9 号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 西田 祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

2021年7月29開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年7月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、更なるコーポレートガバナンスの強化に向け、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を付すること等により取締役会の監督機能を一層強化すると共に、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

監査等委員会設置会社移行にあたり、取締役が期待される役割を発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項に基づく取締役会決議による責任免除の定めを新設するものであります。

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年としておりますが、株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」）による公開買付の決済の完了及び第三者割当増資に係る払込みの完了をもって、くふうカンパニーが当社の親会社となりました。くふうカンパニーの決算期に当社の決算期を合わせることで、決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、決算期を変更することといたしたく、所要の追加・変更を行うものであります。

資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設するものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、新野将司、熊谷祐紀、石渡進介、穂田誉輝、菅間淳及び飯田耕一郎を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田丸正敏、吉澤航及び瀧澤輝を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額年額5千万円以内とすること及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	267,143	666	-	（注）1	可決 98.95
第2号議案					
新野 将司	267,076	733	-	（注）2	可決 98.93
熊谷 祐紀	267,071	738	-		可決 98.93
石渡 進介	267,079	730	-		可決 98.93
穂田 誉輝	267,099	710	-		可決 98.94
菅間 淳	267,097	712	-		可決 98.93
飯田 耕一郎	267,094	715	-		可決 98.93
第3号議案					
田丸 正敏	267,073	733	-	（注）2	可決 98.93
吉澤 航	267,100	706	-		可決 98.94
瀧澤 輝	267,098	708	-		可決 98.94
第4号議案	266,685	1,124	-	（注）3	可決 98.78
第5号議案	266,710	1,099	-	（注）3	可決 98.79

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上